企業立地奨励制度の手続き

立地計画の認定申請

↓

立地計画の認定

↓

認定書の交付

↓

立地計画の実施 → 立地計画の変更

↓

立地（操業開始届の提出） → 認定の取消し

認定要件

① 立地場所 …… 松江市内全域
② 業　　種 …… 製造業、ソフト産業等
③ 松江市の産業振興及び雇用の促進に資するものであること
④ 常時使用する従業員が増加すると見込まれるものであること
⑤ 業績の安定性、成長性、信用度等において優良な企業体質を備えたものであること

取り消しとなる場合

・認定要件に適合しなくなったと認めるとき
・立地計画に沿った立地をしてないと認めるとき

立地奨励金

各年度の固定資産税完納後

交付申請（初年度）

立地に係る固定資産税額に相当する金額

↓

立地奨励金の交付（初年度）

交付申請（2年度）

立地に係る固定資産税額に相当する金額

↓

立地奨励金の交付（2年度）

交付申請（3年度）

立地に係る固定資産税額に相当する金額

↓

立地奨励金の交付（3年度）

用地取得助成金

交付申請

【要件】
①工業団地等に立地（新設、増設、移設）
②立地に係る投下固定資産総額
・製造業：1億円以上
・ソフト産業等：5千万円以上
③新規雇用従業員数
・製造業：10 人以上
・ソフト産業等：5 人以上
④用地取得後３年以内に操業開始

【交付額】
用地取得費の30％以内
（ソフトビジネスパーク、江島工業団地は15％）

【限度額】
3億円

↓

用地取得助成金の交付

雇用促進奨励金

交付申請
（操業開始後5年目）

【要件】
操業開始後、4年を経過した日において新規雇用従業員が5人以上

人数×30万円

↓

雇用促進奨励金の交付